

平成 27 年 3 月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第 1 号	伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>委員長が出席を求めるようあらかじめ議長に申し出ることができる説明員を、教育委員会の委員長から教育委員会の教育長に改めるもの</p>	議事調査課
第 2 号	伊勢崎市行政手続条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 行政指導をする際に相手方に対し、権限を行使し得る根拠等を示す規定を加えるもの</p> <p>2 法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度を整備するもの</p> <p>3 法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備するもの</p> <p>4 関係する 3 条例の一部改正をするもの</p>	事務管理課
第 3 号	伊勢崎市職員定数条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>病院事業における安定した質の医療を提供できる体制の充実及び強化を図ること並びに地方教育行政の組織及び運営に関する</p>	職員課

		<p>法律の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 病院事業職員の定数を50人増やすもの</p> <p>2 引用する法令の条項ずれを改めるもの</p>	
第4号	伊勢崎市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により特別職となる教育長の給料の額を審議対象に加えることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>特別職報酬等審議会の審議対象に教育長の給料の額を加えるもの</p>	職員課
第5号	伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例	<p>【理由】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、改正及び廃止の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、教育委員会委員長の報酬に係る規定を削るもの</p> <p>2 伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例及び伊勢崎市特別職の職員の退職手当に関する条例の2条例について教育長の給与及び退職手当の額を従前のおり定めるもの</p> <p>3 伊勢崎市教育委員会教育長の給与等に関する条例及び伊勢崎市教育委員会教育</p>	教育部総務課

		長の退職手当に関する条例の2条例を廃止するもの	
第6号	伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 地域手当の支給割合並びに単身赴任手当の基礎額及び加算限度額を改めるもの</p> <p>2 再任用職員に対し単身赴任手当を支給するもの</p> <p>3 管理職員が災害への対処等により平日の深夜に勤務した場合における管理職員特別勤務手当の支給要件を加えるもの</p>	職員課
第7号	伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>建築基準法の一部改正及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 構造計算適合性判定に関する規定及び仮使用の承認に関する規定を改めるもの</p> <p>2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律名を改めるもの</p>	建築指導課
第8号	伊勢崎市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例	<p>【理由】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>教育長の勤務時間その他の勤務条件及び</p>	教育部総務課

		職務に専念する義務の特例を、一般職の職員の例によることと定めるもの	
第 9 号	伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市立赤堀中学校の移転新築に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>伊勢崎市立赤堀中学校の所在地を変更するもの</p>	教育部総務課
第 1 0 号	伊勢崎市奨学金条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>奨学金制度における連帯保証人の条件を緩和することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>市内に限定される連帯保証人の条件を緩和することにより、奨学金制度の活用推進を図るもの</p>	学校教育課
第 1 1 号	伊勢崎市公民館条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市境公民館の新築に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>伊勢崎市境公民館の位置変更及び各部屋の使用料を定めるもの</p>	生涯学習課
第 1 2 号	伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>介護保険料の見直し並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p>	介護保険課

		<p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険料について平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の保険料基準額を現行の5万7,500円から7万900円に改定するとともに、保険料段階の多段階化を図るもの 2 低所得者の保険料率を定めるもの 3 介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定めるもの 4 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるもの 	
第13号	伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例	<p>【理由】</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 包括的支援事業の実施により、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう基本方針を定めるもの 2 担当する区域の65歳以上人口おおむね3,000人から6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員をそれぞれ1人置くこととするもの 3 伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ適切、公正かつ中立な運営を行わなければならないこととするもの 	地域包括支援センター

第14号	伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	<p>【理由】</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 指定介護予防支援等の一般原則を定めるもの</p> <p>2 指定介護予防支援等の基本方針、従業者の員数等人員に関する基準を定めるもの</p> <p>3 指定介護予防支援等の運営に関する基準を定めるもの</p> <p>4 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの</p> <p>5 基準該当介護予防支援に関する基準を定めるもの</p>	介護保険課
第15号	伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>国の基準に合わせて、人員、設備及び運営に関する規定を改めるもの</p>	介護保険課
第16号	伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事	<p>【理由】</p> <p>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービ</p>	介護保険課

	<p>業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正、伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定及び伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、省令に合わせ文言の整備を図るとともに、利用定員、従業者の員数、設備等に関する基準を改めるもの</p> <p>2 伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定に伴い、引用する指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を当該市条例に改めるもの</p> <p>3 伊勢崎市指定地域密着型サービスの事</p>	
--	--	---	--

		業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴い、引用する条項ずれを改めるもの	
第17号	伊勢崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会委員長が廃止されることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>組織人数を改めるもの</p>	市民活動課
第18号	伊勢崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例	<p>【理由】</p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、廃止の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>児童福祉法第24条の全部改正により、条例の制定根拠がなくなったことから、廃止するもの</p>	保育課
第19号	伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例	<p>【理由】</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関し必要な事項を定めることに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の額を定めるもの</p> <p>2 利用者負担の額の決定、変更及び通知について定めるもの</p>	保育課

		<p>3 市が設置する特定教育・保育施設における時間外保育及び一時預かりの利用者負担の額を定めるもの</p> <p>4 利用者負担の額の徴収、減免及び還付について定めるもの</p> <p>5 伊勢崎市幼稚園保育料徴収条例の廃止及び廃止に伴う経過措置を定めるもの</p> <p>6 市立幼稚園の平成27年度から平成29年度における利用者負担の額の特例を定めるもの</p> <p>7 平成27年3月1日及び施行日以後の各月初日において本市の住民基本台帳に記録されており、平成27年3月1日に保育所に入所している子どもについて、継続して保育所等を利用する場合の利用者負担の階層区分の基準となる所得割課税額を、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除があるものとする算定方法を定めるもの</p> <p>8 伊勢崎市保育所条例の一部を改正するもの</p> <p>9 多子軽減事業を継続し、第2子、第3子以降の利用者負担の額について、条件に応じてそれぞれ半額、無料と定めるもの</p> <p>10 市町村民税が非課税の世帯であって、母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他市長が生活が困窮していると認める世帯については、利用者負担の額を無料と定めるもの</p>	
--	--	--	--

		1 1 第3子以降で、市長が別に定める要件を満たすものについては、利用者負担の額を無料と定めるもの	
第20号	伊勢崎市放課後児童健全育成事業に関する条例	<p>【理由】</p> <p>赤堀小学校区の待機児童対策として、赤堀支所内で放課後児童健全育成事業を実施することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>対象児童、利用の許可、利用の制限、利用許可の取消し、利用者負担金及びその減免その他放課後児童健全育成事業を実施することに関し必要な事項を定めるもの</p>	児童家庭課
第21号	伊勢崎市農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>認定農業者の定義の見直しを図ることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>認定農業者の定義において引用している伊勢崎市農業経営改善計画認定事業実施要領は、本市における事務手続を定めたに過ぎないことから、農業経営改善計画が認定され、認定農業者となることの根拠である農業経営基盤強化促進法に改めるもの</p>	農政課
第22号	伊勢崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を	<p>【理由】</p> <p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項に基づき、工場又は事業場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合に関する基準の特例を伊勢崎宮郷工業団地に適用することに伴い、改正の必要を認めたもの</p>	企業誘致課

	定める条例の一部を改正する条例	<p>【概要】</p> <p>企業立地重点促進区域に、伊勢崎宮郷工業団地を加えるもの</p>	
第23号	伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>群馬県小口資金融資促進制度に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業者の定義を改めるもの 2 融資条件のうち保証人及び担保についての規定を見直すもの 3 融資残額の借換え及び融資期間の延長を行うもの 	商工労働課
第24号	伊勢崎市勤労者生活資金融資促進条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>勤労者の生活に必要な資金を融資することができる金融機関を拡充することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>現在の2金融機関から新たに4金融機関を加え6金融機関とするもの</p>	商工労働課
第25号	伊勢崎市道路占用料徴収条例及び伊勢崎市公共物管理条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>道路法施行令の一部改正に準じ、道路占用料及び公共物使用料の見直しを図ることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>近年の地価水準の変動等の現状を踏まえ、国道に係る占用料の見直しが行われたことから、国道に係る占用料の改正に準じ、占用料及び使用料を改めるもの</p>	道路維持課
第26号	伊勢崎市特別業務地区内の建築	<p>【理由】</p> <p>建築基準法の一部改正及び建築基準法の</p>	都市計画課

	物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例	<p>一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による建築基準法施行令の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例、伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例及び伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の3条例について、条項ずれ及び用語を法令に合わせ整備するもの</p>	
第27号	伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>管理職員が災害の対処等により平日の深夜に勤務した場合における管理職員特別勤務手当の支給要件を加えるもの</p>	水道局総務課
第28号	伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律の制定及び児童福祉法の一部改正により手数料区分名の見直しを図ることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>「特定疾患医療申請診断書、小児慢性特定疾患医療申請診断書」を「難病医療申請診断書、小児慢性特定疾病医療申請診断書」に改めるもの</p>	医療サービス課
第29号	赤堀町地域改善	【理由】	人権課

	対策施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例	<p>赤堀町地域改善対策施設を廃止することに伴い、廃止の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>赤堀町の同和地区における、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資する目的をもって建設された赤堀町地域改善対策施設を廃止するもの</p>	
第30号	伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>多床室の居住費の算定基礎となる厚生労働大臣が定める費用の額が改正されたことに合わせ、多床室の居住費を1日320円から370円に増額するもの</p>	介護老人保健施設ひまわり管理課
第31号	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正及び所得税法等の一部を改正する法律による法人税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 個人市民税関係</p>	市民税課

		<p>(1) 消費税の10%引上げ時期が変更されたことに伴い、住宅借入金等特別税額控除の対象期限を平成31年6月30日まで1年6月延長するもの</p> <p>(2) 平成27年4月1日以後に支出されたふるさと納税について、確定申告が不要な給与所得者等であって、ふるさと納税先団体数が5団体以下の場合等に限り、ふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設するもの</p> <p>2 法人市民税関係</p> <p>(1) 均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とすることとし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用するもの</p> <p>(2) 法人税法の号ずれに対応するもの</p> <p>3 固定資産税関係</p> <p>(1) 非課税資産として事業所内保育事業の用に供する固定資産を加えるもの</p> <p>(2) 課税標準の特例措置を平成29年度分まで3年間延長するもの</p> <p>(3) 地方税法の項ずれに対応するもの</p> <p>4 軽自動車税関係</p> <p>(1) 平成28年度分に限り、一定の環境</p>	
--	--	--	--

		<p>性能を有する4輪車等について、その燃費性能に応じた軽課を行うもの</p> <p>(2) 平成27年度分以後に適用することとしていた原動機付自転車、2輪車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の引上げについて、適用開始を1年間延長するもの</p>	
第32号	伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 地方税法第349条の3の改正により、家庭的保育事業の用に供する資産等を軽減対象資産に追加するもの</p> <p>2 都市計画税の課税標準の特例を平成29年度まで延長するもの</p> <p>3 地方税法の改正に伴う項ずれに対応するもの</p>	資産税課
第33号	伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地方税法施行令等の一部を改正する政令による地方税法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 基礎課税限度額を51万円から52万円に改めるもの</p> <p>2 後期高齢者支援金等課税限度額を16万円から17万円に改めるもの</p> <p>3 介護納付金課税限度額を14万円から16万円に改めるもの</p>	国民健康保険課

		<p>4 減額所得基準の5割減額対象世帯の乗 ずる金額を24万5,000円から26 万円に改めるもの</p> <p>5 減額所得基準の2割減額対象世帯の乗 ずる金額を45万円から47万円に改め るもの</p>	
--	--	--	--